

## 第5期

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請について(宮城県内全域(仙台市除く))

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年4月5日(月) 午後8時から 令和3年5月6日(木) 午前5時まで
2 対象施設	(食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設) ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
3 対象区域	宮城県内全域(仙台市除く)
4 要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

■ 時短要請相談窓口(コールセンター) 電話 022-211-2332  
受付時間 毎日9:00~17:00